**動物愛護寄附金申込書**

**◎インターネットでお申し込みの場合は、この申込書は不要です。**

　　年　　月　　日

　豊田市長　宛

　　　　　　※確定申告等をする方のお名前でお申込みください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | | |
| 氏名 |  | | |
| 住所 | 〒　　　－  　　　　都道　　　　　区市  　　　　　府県　　　　　 郡 | | |
| （アパート・マンション名） |  | | |
| 電　話 | －　　　－ | ＦＡＸ | －　　　－ |
| E-mail | ＠ | | |

私は（豊田市を応援するため）以下のとおり寄附します。

|  |  |
| --- | --- |
| １ 寄附金総額 | **金　　　　　　　　　　　　　　　　円** |
| ２ 寄附金活用方法 | 譲渡する犬猫の増加に向けた取り組み  収容される犬猫の削減に向けた取り組み | |
| ３ 寄附金の納付方法 | 豊田市が発行する納付書により市が指定する金融機関窓口で納付 | |
| ４ ワンストップ特例※２の申請 | □　ワンストップ特例の申請書を希望します。  □　ワンストップ特例の申請書を希望しません。（確定申告を行います。） | |

※１　返礼品はありません。

※２　ワンストップ特例制度とは、確定申告を行わなくてもふるさと寄附金の寄附金控除を

受けられる仕組みです。年間の寄附先が５自治体以内かつ寄附を行った年の所得につ

いて確定申告が不要な場合は申請できます。

〇注意事項

・申込書にご記入いただいた個人情報は、ふるさと寄附金の業務（寄附金の収納、ワンス

トップ特例申請制度に基づく業務等）のみに使用します。

・豊田市暴力団排除条例に基づく暴力団員、暴力団関係者の場合、寄附のお申し込みをお断りします。

お問合せ先

★動物愛護寄付金についてのお問合せ★

豊田市役所 動物愛護センター

〒471-0002　愛知県豊田市矢並町法沢715-4

電話0565-42-2533　FAX0565-80-2020

E-mail　[doubutsu-aigo@city.toyota.aichi.jp](mailto:doubutsu-aigo@city.toyota.aichi.jp)

★ふるさと寄附金全般、ワンストップ特例についてのお問合せ★

豊田市役所 財政課

〒471-8501　愛知県豊田市西町3-60　南庁舎4階

電話0565-34-6614　FAX0565-32-9479

E-mail　[zaisei@city.toyota.aichi.jp](mailto:zaisei@city.toyota.aichi.jp%20)

★ふるさと寄附金に係る税控除、確定申告等についてのお問合せ★

豊田市役所 市民税課

　　　　　〒471-8501　愛知県豊田市西町3-60　南庁舎2階

　　　　　電話0565-34-6617　FAX0565-31-4488

E-mail　[siminzei@city.toyota.aichi.jp](file:///\\toyota01\dfsroot\各課共有ﾌｫﾙﾀﾞ\財政課共有\073%20ふるさと寄附金\☆ＨＰ掲載依頼\H30\0823\siminzei@city.toyota.aichi.jp)